特許出願の事前評価方法及びその実証研究

Patent application pre-evaluation methods and empirical research



知識産権出版社有限責任公司知的財産権コンテンツマイニングとサービス重点ラボ

程序

工学修士、上級知識産権師(知財技能士相当)。知識産権出版社有限責任公司・研究発展部副主任及び北京中知霊犀科技服務有限責任公司監事。国家知識産権局中心人物第 1 陣及び特許情報分野教員第 1 陣に入選。特許検索、特許分析、特許評価、特許事前警告など多くの特許情報運用システムの研究開発を主導、データ処理、知識発見、ビッグデータ運用などの分野において実績多数。



国家知識産権局 特許庁 拒絶査定不服審判及び無効審判部

藍 正楽

工学修士、国家知識産権局・特許庁・拒絶査定不服審判及び無効審判部 3 級審査員。業務分野は拒絶査定不服審判請求事案及び無効宣告請求事案の審理。かつては発明特許の実体審査を担当していた。



知識産権出版社有限責任公司 知的財産権コンテンツマイニングとサービス重点ラボ

楊 瑞琦

情報資源管理修士、知識産権師、知識産権出版社有限責任公司・研究発展部プロダクトエンジニア。主な研究分野は科学技術成果の価値評価、特許の価値評価、ビッグデータに基づく特許プロファイリング、意味理解に基づく特許の新規性、進歩性及び実用性の研究。特許分析システム(INTEcovery)、特許価値評価システム(p2i)、特許出願事前評価システムの設計と開発に取りかかる。

要約:特許出願前に評価を行うのは国際的な名門大学でも一般的なやり方で、特許出願の質を高め、特許出願のコストを減らすための効果的な方法であり、様々なイノベーション主体や特許審査機関、特許サービス機関にとって十分意味のある作業である。本稿では特許書面のテキストコンテンツの類似度に基づく特許出願の事前評価方法を紹介し、拒絶査定不服審判決定の結果から当該方法の有効性を検証することで、特許出願前評価方法の確立を試みる。

キーワード:事前評価、新規性、拒絶査定不服審判決定

0 前書

2020年2月に、教育部、国家知識産権局及び科学

技術部が共同で「関于提升高等学校専利質量促進転化運用的若干意見(仮訳:大学等高等教育機関における特許の質の向上及び転化と運用の促進に関するいくつかの意見)」(教科技〔2020〕1号)を発表及び配布し、「特許出願前評価方法を確立しなければならない」、「特許出願を予定している技術について、出願特許を行うかどうかの評価を行って、特許出願の質を確実に向上させる」と強調している「1]。2021年3月に、教育部科学技術と情報化司が当年の業務取扱要項において、「特許出願前評価方法の探索を加速させ、大学をはじめ高等教育機関における科学技術の成果転化を加速しなければならない」とさらに指示している「2]。

大学などの高等教育機関をはじめ、企業、科学研究機関、工業団地などの様々なイノベーション主体には程度の差こそあれ「特許の質より量の方を重視する」、「特許

の実施より出願の方を重視する」という傾向があり、出 願前に特許査定を受ける可能性、競合状態、市場展望な どについて評価して、無効出願や質の低い特許の数を減 らすことができれば、より多くの人力や資金などの資源 を集中させて質の高い特許の育成と転化を支援できると 考えられる[3]。審査官にとっては、どのようにすれば被 審査特許と極めて類似する特許をすぐに特定して、書面 を読み漁っては特許を分析するという作業の頻度を下げ られるかは[4]、質と効率の両方の向上にとって実際的な 意味がある。

先行研究

特許出願前評価では、新規性、進歩性、実用性の3 要件は、様々な要因をめぐる評価において最も重要であ り、中でも新規性の評価がとりわけ重要だと位置づけら れる。人力で特許の新規性を分析するという従来の方法 では多くの人力と時間を必要とし[5]、特許出願量が年を 追って増すのに伴い、人工知能と意味分析に基づくコン ピュータ支援下の新規性判定技術が、ますます注目を集 めるようになる。国家知識産権局特許庁の特許審査と検 索システムのスマート化アップグレードプロジェクトに も関連の試みがなされている。

現在、技術的手段を利用して特許の新規性を判定する 分野では、主に引用文献に基づく類似度計算方法及びテ キストコンテンツに基づく類似度計算方法という2つ の方向性がある^[6]。引用文献に基づく類似度計算に関し ては、彭愛東[7] が特許文献の共引用によるクラスタリ ングで特許類似度の計算を試みている。呉菲菲ら^[8] が 特許情報における特許引用及び非特許引用の時間から特 許の新規性を判定している。洪勇ら[9] が特許相互引用、 他特許への引用及び自己引用という3種の特許文献の 引用形態で企業間の技術スピルオーバーと関連性を分析 している。

また、テキストコンテンツに基づく類似度計算に関し ては、特許書面のテキスト情報から特許の内容上の類似 度を分析し、主に統計的な類似度計算方法及び意味的な 類似度計算方法がある[6]。中でも、クラスタリング、ベ クトル空間モデル (VSM)、サブジェクトー動詞ーオブ ジェクト構造 (SAO)、深層学習モデルなどは当面よく 用いられる特許類似度の計算方法である[4]。張海超ら[6]

が Doc2Vec ディープニューラルネットワークアルゴ リズムを用いて特許請求の範囲のテキスト間の類似度を 計算している。馮立傑ら[10] が LDA トピックモデルを 利用して膨大な数の特許文献から技術要素及び技術ト ピックを抽出して、TextRank - IDF 新規性評価指標 を利用して新規性という次元からイノベーションの可能 性に順番を付けるという試みを行っている。晁珍珍[5] が文中の技術的特徴を示す概念ノードと関係ノードから 模式図を作って文の類似度を計算することで、新規性の 判定は一層確実になる。

研究方法

本稿で検討する特許出願の事前評価方法は特許性、競 合技術、市場展望という3つの次元から出願特許を評 価するものである。この中で、特許性の判定はテキスト コンテンツに基づく類似度計算という分野に該当する。 評価の流れの詳細は図 1 に示すとおりである。

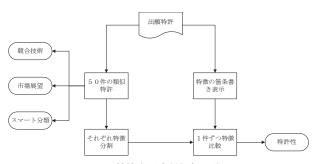


図1 特許出願事前評価の流れ

出願特許とは特許書面の作成仕様に従って書かれた出 願書類でもよいし、発明の趣旨を含む技術要約書でもよ い。要約、特許請求の範囲、明細書などというように出 願特許を異なるベクトルに分け、各ベクトルはその属す る部分のキーワードで表し、ベクトル空間モデルを利用 してドキュメントの類似度を算出することで、出願特許 と最も類似する50件の特許を特定する。また、請求項 単位で出願特許から特徴を抽出して箇条書きで表示し、 50件の類似特許の特徴の箇条書きとそれぞれ比較す る。図2に示すように、横座標が50件の類似特許で、 縦座標が出願特許の請求項である。格子は対象請求項と 対応する類似特許との最大類似度である。青系の色のほ うが類似度は低く、赤系の色のほうが類似度は高い。こ のようにして出願特許と当該50件の類似特許との類似



度はこの技術的特徴スペクトルに完璧にまとめられている。全体的な新規性、特徴における最大新規性、権利侵害の可能性などの次元から出願特許が該当する技術分野で特許査定を受ける可能性を反映している。

当該 50 件の類似特許からは、背景技術が同じである 確率、関連特許数、引用/被引用頻度推定などにより出 願特許における技術競合状況も反映され、また推定価値、 運営上の活発度(技術分野の活発度、税関届け出の活発 度、譲渡の活発度、質権の活発度、使用許諾の活発度を 含む)などにより出願特許の市場展望も反映され、類似 特許の IPC 分布から出願特許の IPC 分類を予測するこ とができる。

3 実証研究

(1) 拒絶査定不服審判後拒絶査定維持事例に関する検討

関連特許の基本情報は表 1 に示すとおりである。

本稿に係る特許出願の事前評価方法を用いて、2010年9月16日を節目にして当該特許の事前評価を行い、 結果を図3に示す。図から分かるように、当該特許は

表 1 CN102640219A の基本情報

名称	光学的情報記録媒体用記録層、光学的情報記録媒体及びスパッタ リングターゲット						
出願番号	CN201080040683.3	出願日	2010. 9. 16				
公開番号	CN102640219A	分類記号	G11B7/243				
出願人	株式会社神戸製鋼所、ソニー株式会社						
拒絶査定不服審判	104405	拒絶査定不服審判	2016. 1. 5				
決定番号	104485	決定日					
拒絶査定不服審判	拒絶査定決定維持						
決定							

表 2 CN102640219A に関する最初の検索

区分	玉	文献番号	文献 種別	対象請 求項	関連箇所
Y	CN	1839052	A	1~18	明細書 7 ページ 13 行〜23 ページ 29 行と 図 1
Y	CN	1672202	A	1~18	明細書 7 ページ 28 行~13 ページ 1 行
A	CN	101511598	A	1~18	全文
A	CN	1573993	A	1~18	全文
A	CN	101238514	A	1~18	全文
A	CN	101317224	A	1~18	全文

商業的には幅広い利用が見込まれるが、分野内の競合が激しいため、出願を行うに際して、新規性が問われる可能性が高い。既存の特許とも多くの技術的特徴が類似するため、特許査定を受けるかの懸念を伴う。

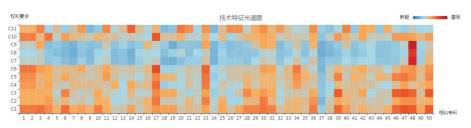


図2 技術的特徴スペクトル



図3 CN102640219A の事前評価結果その1

審査員が審査時に最初に行った検索は表 2 にまとめ られている。図4及び図5から分かるように、50件 の類似特許のうち、区分 Y 文献 CN1839052A が第 44 位、区分 A 文献 CN1573993A が第 34 位、区 分 A 文献 101511598A が第 36 位としてヒットし た。区分Y文献及び全ての比較文献の検出率がいずれ も50%に達している。

区分 Y 文献 CN1839052A の技術的特徴の比較に ついてさらに検討する。図6に示すように、マークし ていた類似技術箇所は特定の請求項に対して、50件の 類似特許の中で最も類似するものである。 CN1839052AはCN102640219Aの請求項10



図 4 CN102640219A の類似特許集その 1



図5 CN102640219A の類似特許集その2



図 6 CN102640219A の事前評価結果その 2



及び11と最も類似度が高いことが分かる。

また、請求項 10 に対応する類似技術箇所「さらに、当該酸化物、窒化物と炭化物の混合物が言及される」は明細書の 23 ページ 20 行に位置し、審査員が提示した「明細書 7 ページ 13 行~ 23 ページ 29 行」という範囲にはある。図 7 に示すように、請求項 11 に対応する類似技術箇所「即ち、それらが Y、Zr、Nb、Zn、Al、Si 及び Sn から選ばれる少なくとも 1 種の元素の酸化物であり、Ge 及び/又は Cr の窒化物及び Si の炭化物である」が前記範囲にはないものの、検討を行ったところ、明細書中 15 ページ 1 行の「好ましくは Zn、Al、Y、Zr、Ni、Nb、Ni、Mg 及び Si から選ばれる少なくとも 1 種の元素の酸化物を使用する」とほぼ同じであり、審査員が提示した範囲にもあるということが分かる。これは比較文献と類似技術箇所を探す上での本稿方法の正確性を充分に示している。

(2) 拒絶査定不服審判後拒絶査定取り消し事例に関する検討

関連特許の基本情報は表3に示すとおりである。

本稿に係る特許出願の事前評価方法を用いて、2018年2月12日を節目にして当該特許の事前評価を行い、結果を図8に示す。図から分かるように、当該特許の該当技術分野では競合がさほど激しくはなく、発展のための条件が整うため、技術的に優位を築く可能性が充分

表 3 CN108429939A の基本情報

名称	スピーカボックス及び投影装置					
出願番号	CN201810146887.3	出願日	2018. 2. 12			
公開番号	CN108429939A	分類記号	H04R1/02			
出願人	カシオ計算機株式会社					
拒絶査定不服審判	010055	拒絶査定不服審判	2020. 6. 16			
決定番号	216977	決定日				
拒絶査定不服審判	le de manuare do Mr. 1. Na da					
決定		拒絶査定取り消し決定				

ある。一方、新規性は認められるが、請求項の作成には 改善すべき余地がある。当該特許が2020年10月 23日に特許査定を受けたことから、ある程度は本稿方 法の正確性が示される。

4

むすび

以上から分かるように、意味的類似度により出願特許の類似特許を見つけ、出願特許の請求項と類似特許の全文テキストを比較及び分析して、権利侵害疑惑のある技術箇所を特定することができれば、出願前に特許出願の書面を修正し、特許布石の戦略を調整して、無効な出願と質の低い特許の数を減らすためには役立つと考えられる。これからは次のいくつかの点を中心に本稿方法の効果改善を求めたい。

(1) ニューラルネットワーク機械学習アルゴリズムに 基づく特許類似度計算モデルを構築して、過去の



図7 CN102640219A の事前評価結果その3



図8 CN108429939A の事前評価結果

審査経過文書及び拒絶査定不服審判・無効宣告書類を主とするサンプルで反復トレーニングを行って、類似特許の検出率を高める。

- (2) 類似特許の断片分割方法を最適化し、区切り記号、 特徴記載の文字数など様々な要因を総合的に検討 して、類似特許の全文からの被比較請求項に最も 近い技術的特徴の特定の正確さを向上させる。
- (3) 特許価値評価と同じように、特許出願事前評価に も分野特性というものがあるため、検証の範囲を 広げて、特定の技術分野に限定する検索方法と比 較方法を作る。

(本稿に対する貢献には、第1著者と第2著者の差がない。)

参考文献

- 1. 教育部、国家知識産権局、科技部関于提升高等学校 専利質量促進転化運用的若干意見(仮訳:大学等高 等教育機関における特許の質の向上及び転化と運 用の促進に関する教育部、国家知識産権局及び科 学技術部のいくつかの意見)[EB / OL]. http: //www.gov.cn/zhengce/zhengceku / 2020 - 02 / 21 / content_5481750. htm
- 関于印発「教育部科学技術与信息化司 2021 年工作要点」的通知(仮訳:教育部科学技術と情報化司 2021 年業務取扱要項の発表と配布に関する知らせ)[EB / OL]. http://www.moe.gov.cn/s78/A16/tongzhi/202103/t20210319 520941. html
- 3. 田海燕. 高校専利申請前評価(仮訳:大学等高等教育機関における特許出願前評価):中美差異及啓示[J]. 創新科技、2021、21(03):49-56.
- 4. 呂学強、羅芸雄、李家全ら、中文専利侵権検測研究 綜述(仮訳:中国特許の権利侵害検出の研究概要) [J]. 数据分析与知識発現、2021、5(03):60 -68.
- 5. 晁珍珍. 基于関鍵詞提取的専利新穎性分析技術研究 (仮訳:キーワード抽出に基づく特許の新規性分析 技術の研究)[D]. 江蘇:南京郵電大学、2020.
- 6. 張海超、趙良偉. 利用 Doc2Vec 判断中文専利相 似性(仮訳: Doc2Vec を用いる中国特許の類似

- 度判定)[J]. 情報工程、2018、4(02):64-72.
- 7. 彭愛東. 基于同被引分析的専利分類方法及相関問題探討(仮訳:共引用分析に基づく特許分類方法及び関連問題の検討)[J]. 情報科学、2008、26(11):1676-1679.
- 8. 呉菲菲、栾静静、黄魯成ら. 基于新穎性和領域交叉性的知識前沿性専利識別ー以老年福祉技術為例(仮訳:特許の新規性及び学際的研究に基づく先端特許の認識ー高齢者福祉分野を例として)[J]. 情報雑誌、2016、35(5):85-90.
- 9. 洪勇、康宇航. 基于引用専利文献的企業間技術溢出 可視化研究(仮訳:引用特許文献に基づく企業間の 技術スピルオーバーの可視化研究)[J]. 科研管理、 2012、33(7):81-87.
- 10. 馮立傑、尤鴻宇、王金鳳. 専利技術創新路径識別及 其新穎性評価研究(仮訳:特許技術におけるイノベー ションの可能性及びその新規性の評価に関する検 討)[J]. 情報学報、2021、40(05):513-522.

